

事 務 連 絡  
令和 8 年 2 月 4 日

公益社団法人日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

国際展開を行う医療法人へのモニタリングの実施について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛てに事務連絡を发出いたしましたので、貴会におかれましては、御了知の上、貴会傘下関係者に適宜御周知願います。

事務連絡  
令和8年2月4日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

### 国際展開を行う医療法人へのモニタリングの実施について

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になり、マネー・ローンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化していることを踏まえ、現在、我が国においては、テロ資金供与に係る対策について、政府一体となって強力に対策に取り組んでいるところです。

テロ資金供与に巻き込まれることは、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、医療法人全体の信頼を損ね、地域の医療提供体制を脅かすことにも繋がりますので、当課としても、政府の取組の周知、国際展開を行う医療法人への監督・指導の徹底をお願いしてきたところですが、テロ資金供与への悪用防止の取組をより実効性の高いものとするため、国際展開を行っている医療法人を対象にモニタリングの実施を下記のとおりお願いいたします。

なお、今般、「FATF（金融活動作業部会）対日相互審査フォローアップ報告書（第3回）」（令和6年10月10日公表）において、「モニタリングにおいて、非営利団体(NPO)のテロ資金供与リスクを評価する基準が不十分(FATFのブラック・グレイリストのみに準拠し、リスクベースでの評価が不足)」と指摘を受けたことを踏まえ、「国際展開を行う医療法人へのモニタリングの実施について」（令和6年1月12日付事務連絡）別添1のモニタリングフローチャートについて、FATFブラック・グレイリスト国以外の地域指標を盛り込んだ内容へ見直ししておりますので、見直し後のモニタリングフローチャートに基づきモニタリングを実施いただくよう、お願いいたします。

なお、今年度より、地域医療連携推進法人についてもテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないように対応する必要があることから、医療法人の取扱いと同様にモニタリングをお願いいたします。

記

## 1 モニタリングフローチャートの実施

- ・ 別添1（モニタリングフローチャート）により、追加アプローチの要（「資金移動」の項目に高リスクがある場合、「海外パートナー」の項目に2つ以上の高リスクがある場合又は「寄附者」の項目に高リスクがある場合）・不要を確認してください。
- ・ 1法人で複数国において国際展開を行っている医療法人においては、国ごとに実施してください。
- ・ 現在、国際展開を行っている医療法人に対するモニタリングフローチャートの結果は、2月18日（水）までに当課あて報告してください。また、新しく国際展開を行う医療法人及び地域医療連携推進法人についても、実施後速やかに報告いただきますようお願いいたします。

## 2 追加アプローチの実施

1で追加アプローチ要となった医療法人には、別添2（リスク項目確認票）を送付いただき、追加アプローチを実施してください（対面、Web方式等形式は問いません。）。

追加アプローチの結果、テロ資金供与リスクの懸念がある場合（質問の回答で「いいえ」とされたもの）、改善に向けた取組について、医療法人に指導いただきますようお願いいたします。

また、追加アプローチの結果（リスク項目確認票の回答）及びテロ資金供与リスクの懸念に対する指導を行った場合における当該指導内容について、改善するまでの間、定期的に当課あて報告いただきますようあわせてお願いいたします。

なお、現在、国際展開を行っている医療法人で追加アプローチ要となった医療法人については、追加アプローチを早々に実施いただき、3月6日（金）までに当課あて報告いただきますようお願いいたします（新しく国際展開を行う医療法人で追加アプローチ要となった場合も、適時、追加アプローチを行っていただき当課あて報告いただくようお願いいたします。）。

## 3（参考）モニタリングフローチャートの見直しの内容

「国際展開を行う医療法人へのモニタリングの実施について」（令和6年1月12日付事務連絡）では、FATFのブラックリスト・グレイリストに掲載の国・地域を基に対象としていたところ、Global Terrorism Indexの「VERY HIGH」「HIGH」の該当国を加えることで、リスクの高い国・地域を包括的に特定する。

また、寄附者になりすまし、資金をある場所から別の場所に移動するための手段として利用される可能性もあることから、寄附者に関するチェック項目を追加する。

4 (参考) その他関連通知等

- ・「[医療法人が国際展開に関する業務を行うに当たって遵守すべき事項の周知・徹底について](#)」(令和3年8月31日付事務連絡)
- ・「[国際展開を行う医療法人へのモニタリングの実施について](#)」(令和6年1月12日付事務連絡)
- ・「[FATF\(金融活動作業部会\)対日相互審査フォローアップ報告書\(第3回\)](#)」(財務省HPより)

**【照会先】**

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室

電話番号 03-5253-1111 (内線 2609)

E-mail iryouhoujin@mhlw.go.jp